資料１－１

政治分野における男女共同参画推進

平成31年４月
内閣府男女共同参画局

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年５月23日法律第28号）〔概 要〕

１ 目的（第１条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

２ 基本原則（第２条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

３ 責務等（第３条及び第４条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

４ 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第５条）、啓発活動（第６条）、環境の整備（第７条）、 人材の育成等（第８条）

５ 法制上の措置等（第９条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年４月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年５月16日 可決・成立、同年５月２３日公布・施行

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に対する附帯決議
（平成30年５月15日参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　本法第五条（**実態の調査及び情報の収集等**）の規定に基づき、内閣府は、首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと。また、総務省は、地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行うこと。

二　本法第六条（**啓発活動**）の規定に基づき行われる啓発活動に資するよう、内閣府は、国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

三　本法第七条（**環境整備**）の規定に基づき、内閣府は、国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供を行うこと。また、総務省は、地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うこと。

四　本法第八条（**人材の育成等**）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行うこと。また、総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介を行うこと。

政治分野における女性の参画拡大に向けた情報提供

国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

内閣府は、国や地方の政治分野における女性の参画状況について、「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」、「市町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、『見える化』を進めている。

- **女性の政治参画マップ**…女性国会議員の国際比較、女性地方議員比率、首長及び議長に占める女性数を見える化
- **都道府県別全国女性の参画マップ**…都道府県、市区、町村の女性議員比率を都道府県ごとに見える化
- **市町村女性参画状況見える化マップ**…女性地方議員比率や議会における出産に伴う欠席規定の有無等を市区町村ごとに見える化

◆女性の政治参画マップ

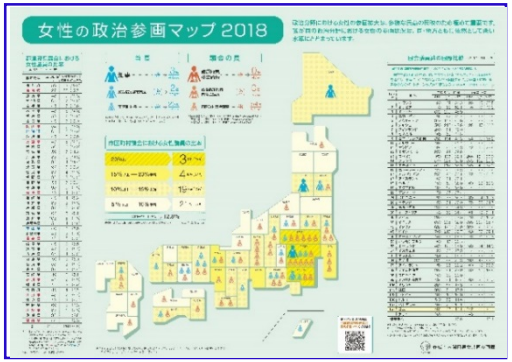

◆都道府県別全国女性の参画マップ

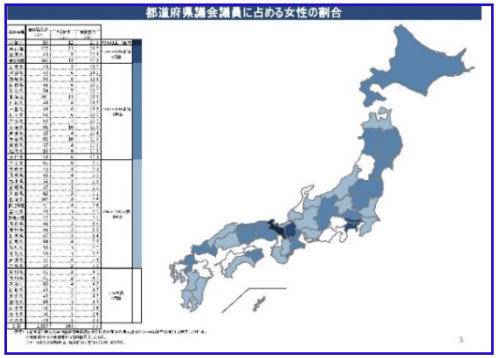

◆市町村女性参画状況見える化マップ

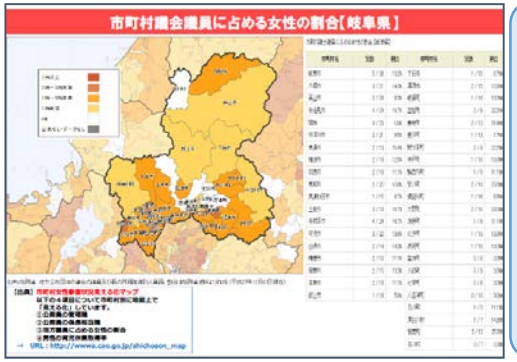

政治分野では、これまでの「市町村議会議員に占める女性の割合」に加え、H30に**「市町村長又は副市町村長の女性の有無」と「市町村議会における出産に伴う欠席規定の有無」**を見える化

政治分野における男女共同参画に関する周知啓発　H30新規

内閣府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要や意義、我が国の政治分野における女性の参画状況等について周知・啓発するためリーフレットを作成し全地方議会議員に配布。

諸外国の実態の把握・情報提供

内閣府は、2016年より、IPU（列国議会同盟）が毎年作成している報告書「Women in Parliament」を仮訳し、「議会における女性」を作成している（世界各国の議会における女性の参画の進退等に関する概要及び分析や女性の議会進出を後押しするための方法等の情報が示されている）。

WEBサイトを通じた情報の提供　H30新規

http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html

内閣府は、政治分野における男女共同参画に関する現状や取組、「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究」の調査結果等をWEBサイト上で公表している。

地方公共団体における取組状況の調査

地方議会の欠席規定の整備状況（欠席事由として認められている事由の状況）

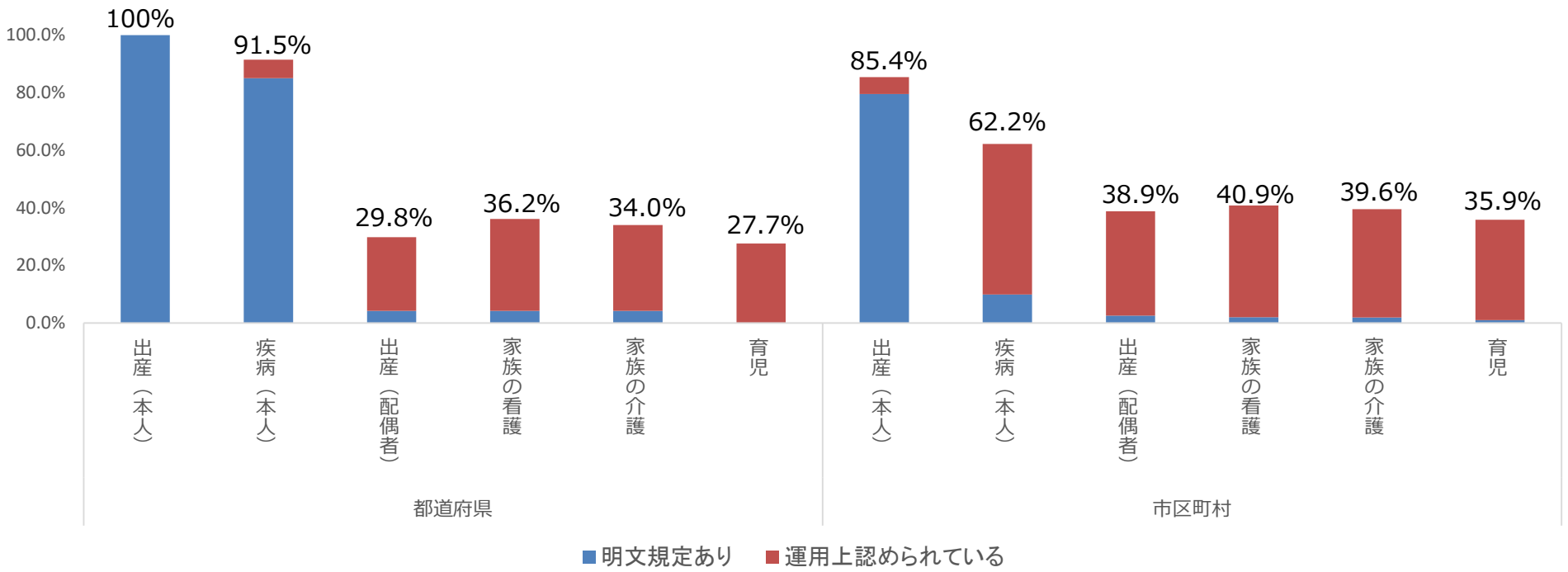

※　記載の割合は、「議会会議規則等で明文規定あり」と「運用上認められている」の合計の割合」

保育施設・授乳室等の整備状況　H30新規

- ✓　議員の利用できる保育施設等を4県、22市町村において設置（うち、人員の手配はなく場所のみの提供は2県、19市区町村）
- ✓　授乳室等は、9県、110市区町村において設置・提供

セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施状況　H30新規

- ✓　セクシュアル・ハラスメントに関する研修を1県、37市町村において実施

今後の方向性

引き続き、地方公共団体・地方議会における施策の検討に資するよう調査・情報提供を進める

（備考）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成30年度）（原則として、平成30年4月1日現在の状況）

平成30年度　諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書　［概要］

イギリス・フランスの政党から見る有効な政党の取組

女性議員を増やすという「政治意志」を持つ

✓ **党首が強いリーダーシップを発揮し、党首によるパリテ宣言などの強いメッセージを発信することで、女性が手を挙げやすくする**

＜取組例＞
- 党首（マクロン仏大統領）による女性擁立の強い意志を示すビデオメッセージを公開（2017年）⇒公募応募者の女性比率が増加［フランス共和国前進］
- 「女性指定選挙区」（現職議員が引退をしている選挙区などの、当選の可能性が高い選挙区の候補者選出のための最終候補者リストを女性に限定する仕組み）の導入［イギリス労働党］
  →女性議員の増加が女性票の獲得を通じ政党の党勢を拡大
  →対する保守党も有権者からの支持拡大のため党執行部主導の取組強化

候補者選定過程の透明化

✓ **敷居が高いと思われがちな政治の世界に足を踏み入れやすくし、女性を含めた多様な人材が議会に参入しやすくする**

＜取組例＞
国会議員になるためのステップをHPで紹介（応募・相談⇒申請書の提出⇒適正審査⇒実務テストや面接）［イギリス保守党］

議員養成トレーニングの実施

✓ **政治家になるための資質やスキルを提示し、候補者選定に密接にかかわるプログラムの提供により、女性の政治への参画を促す**

＜ポイント＞
①体系的なプログラムと選抜基準の明示、②参加費用の低額設定と開催時間の子育てと両立できるような配慮、③参加者のネットワークや連帯感の醸成

＜取組例＞
- 参加費無料の５か月間のトレーニング（ネットワーク構築を促すため合宿も導入）など、長期間のトレーニングの実施［イギリス労働党］
- スピーチやメディア対応などテーマ別のコース（２か月で１コース）の提供と求める能力の明確化［イギリス保守党］

党内組織に女性議員の声を反映しやすく

✓ **政党幹部や候補者選定者の男女のバランスを意識して任命することで、女性の声を反映することとともに女性擁立の姿勢を示す**

✓ **女性が安心して活動できるようにするため、女性議員同士の連帯と変革を促す活動基盤をつくる**

諸外国の取組や動向を踏まえた日本への示唆

議員の働き方改革

✓ **育児などの家庭生活と政治活動が両立できるような議会へ**

＜具体策＞（列国議会同盟（*IPU*）「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」より）
・審議開始時刻を早める／遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程調整
・育児休暇の取得、代理投票の利用　　・託児所やファミリールームの設置　　など

政治分野のハラスメント・暴力の撤廃

✓ **女性の政治参画を阻む大きな壁となるハラスメント・暴力に対する対応が必要**

＜列国議会同盟（IPU）が提言する具体策＞
- 苦情処理手続きの確立（機密性のある相談窓口の設置）
- セクシュアル・ハラスメントへの議会行動規範の確立
- セクシュアル・ハラスメント防止を目的とする研修 など

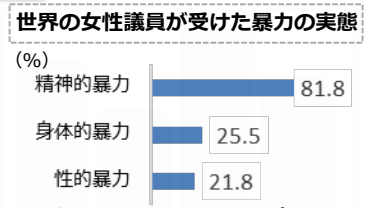

（出典）IPU(2016) レポート
回答者：39か国55人の女性議員

自己点検、モニタリング（監視機関、IPUによる監査）

✓ **ジェンダーの視点に立った議会の自己点検**

イギリスは、女性参政権100周年に際し、先進国として初めてIPUによる監査を実施（2018）

✓ **モニタリング体制の確保**

フランスでは、首相付きの公的諮問機関である”女男平等高等評議会”が監視、提言を実施
イギリスでは、議会の”女性と平等委員会”が調査や有識者・政党等へのヒアリングを実施

✓ **エビデンスを収集した調査報告を定期刊行**

フランスでは”女男平等高等評議会”、イギリスでは”女性と平等委員会”が定期レポートを発行
（研究者への委嘱によるレポートの発行） など

候補者男女均等に向けた政党助成金の在り方

✓ **候補者男女均等に向けた取組状況に応じた政党助成金の配分の検討**

女性議員を増やすことを目的として公的な政治資金の配分をしている国は30か国
＜ジェンダーに基づく公的な政治資金（政党助成金）制度の３つの類型＞
①事前に設定した女性比率を超えた場合に受け取れる仕組み、②女性比率に応じた配分額を増減、③助成金の一部をジェンダー平等や女性候補者の支援金として支給

平成２９年度

政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書（概要）

女性議員が増えることの意義

- 政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。
  （第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定））
- 議員の多様性の確保は、議員のなり手の確保、議会と住民との関係性構築の観点からの意義を指摘することができる。
  （総務省「地方議会に関する研究会報告書」（平成27年3月））

地方議会における現状

- 女性議員比率は低い状況
  都道府県議会10.1％
  市町村議会13.1％
  （平成29年12月31日現在）
- 女性議員の年齢構成は
  50歳以上が7割を超える

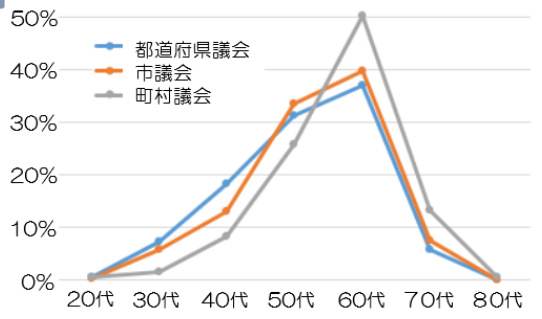

なぜ、地方議会で女性議員が増えないのか？

アンケート調査を実施（全国の女性地方議員約4,000名対象（平成28年12月31日時点）、回収率39.6%）
※内閣府による初の実態調査　⇒　女性地方議員の実態を把握することで、女性議員が増えない要因を検討

地方議会において女性議員の増加を阻む３つの課題

１　政治は男性のものという意識（固定的性別役割分担意識）がある

○アンケートで、「女性議員が少ない原因として考えられる理由」を質問
⇒「政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い」との回答が59.1％
○女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、「男性議員の理解やサポートがない」ことを課題としない傾向がある。

２　議員活動と家庭生活の両立環境が整備されていない

○アンケートで、育児に伴う休暇や休業制度、託児所や授乳室の有無を質問
⇒休暇や休業は6割以上が規定なしと回答。託児所や授乳室は9割以上がなしと回答。
○アンケートで、40歳代以下で未就学児を抱える女性議員の回答を抽出
⇒「議員活動と育児の両立が課題である」との回答が78.8％

３　経済的な負担が大きい

○アンケートで、選挙資金における自己資金の割合を質問
⇒自己資金の割合は平均で6割程度。
⇒女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、選挙費用の自己資金の割合が小さい傾向にある。

（今後の方向性）

○　政党や団体等が性別に関わらず能力に基づいて立候補を要請する。
○　女性人材育成、研修機会の付与を行う。
（例：女性議会の取組など）
○　ハラスメントや差別の防止に関する研修を行う。

○　休暇や休業制度についての明文の規定を設ける。
○　議会に託児所や授乳室を整備する。
（例：議員控室を活用した育児支援など）

○　政党や団体等が性別に関わらず能力に基づいて経済的支援をする。
○　議員とその他の職業を兼業できるようにする、または、兼業しやすい仕組みを導入する。
（例：夜間・休日の議会開催など）

ヒアリング項目：　**政治分野における男女共同参画推進**　　担当府省：内閣府男女共同参画局

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P16　第２分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 １　政治分野
女性活躍加速のための重点方針 2018 との関連	通し番号	152
	記載箇所	P20　Ⅱ　あらゆる分野における女性の活躍 ３．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 （５）政治分野
女性活躍加速のための重点方針 2017 との関連	通し番号	57
	記載箇所	P９　Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍 ３．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 （１）政治分野における女性活躍
女性活躍加速のための重点方針 2016 との関連	通し番号	28
	記載箇所	P４　Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍 ２．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 （１）政治分野における女性の参画拡大
女性活躍加速のための重点方針 2015 との関連	通し番号	ー
	記載箇所	ー